



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月4日
第593号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 1

○ 公 告

- 水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告(森林政策課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 2
- 令和7年二級建築士試験実施公告(建築課) 2
- 令和7年木造建築士試験実施公告(建築課) 4

告 示

滋賀県告示第86号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所セルシオ	守山市吉身三丁目3-8エスポワールA S A H I 202号室	合同会社ライフインフィニティ 代表社員 大前陽加	守山市勝部四丁目1番71-10号	訪問介護	令和7.3.1	2570701249

滋賀県告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
エスピハート	彦根市後三条町298	NPO法人エスピロッサ	彦根市後三条町298	生活介護	2510200849	令和7.2.28

公 告

水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域の変更をしたいので、同条第8項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該変更の案を縦覧に供する。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 水源森林地域の区域を変更しようとする区域 次の図に示すとおり
- 2 水源森林地域の区域の変更の案の縦覧の場所および期間

(1) 縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1

滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200

滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23

滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2

滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758

(2) 縦覧期間 令和7年3月4日から令和7年3月17日まで(各縦覧場所における執務時間内に限る。)

- 3 意見書の提出 条例第6条第8項において準用する同条第4項の規定に基づき、水源森林地域の区域の変更しようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、縦覧に供された変更の案について、滋賀県知事に意見書を提出することができる。

なお、条例第6条第8項において準用する同条第5項の規定により、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与える。

(1) 提出場所 2(1)に示す場所と同じ。

(2) 提出期限 令和7年3月17日

(「次の図」は、省略し、その図面を2(1)に示す場所に備え置いて縦覧に供する。)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 キリン堂守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪28-1 ほかに10筆、字中ノ町311、312番地

2 意見の概要

(1) 守山市からの意見

ア 守山市の生活環境を保全する条例(昭和51年守山市条例第26号)を遵守し、守山市の生活環境を保全する条例施行規則(平成18年守山市規則第61号)第3条の特定工場に該当する設備がある場合は必要な書類の提出を行うこと。

イ 明示されている騒音対策の他、室外機や換気扇等による騒音で、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないよう対策すること。

ウ 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(平成9年守山市条例第4号)ならびにその他法令に基づき、廃棄物の適正な処理および再資源化に努めること。

(2) 住民からの意見 なし

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和7年3月4日から令和7年4月4日まで

令和7年二級建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和7年二級建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和7年7月6日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和7年9月14日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1
- (2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

- (1) 受験申込みの受付期間および受付時間
 - ア 受付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年4月14日(月)まで
 - イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで
- (2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和7年4月7日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和3年から令和6年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年8月25日(月)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年8月25日(月)頃から受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および可否の通知

	合 格 者 の 発 表 日	合 格 者 の 発 表 方 法
学 科 の 試 験	令和7年8月25日(月)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設 計 製 図 の 試 験	令和7年12月2日(火)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

「学科の試験」および「設計製図の試験」の合格者の番号は、センターのホームページに公表されます。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 令和7年8月25日(月)から令和7年9月24日(水)まで(予定)

イ 設計製図の試験 令和7年12月2日(火)から令和7年12月26日(金)まで(予定)

(2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和7年二級建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年6月18日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3645-8422 (二級・木造建築士試験専用ダイヤル)

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

令和7年木造建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和7年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和7年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和7年7月27日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和7年10月12日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

(1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

(2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

ア 受付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年4月14日(月)まで

イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和7年4月7日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和3年から令和6年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年9月25日(木)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年9月25日(木)頃から受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および可否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和7年8月25日(月)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和7年12月2日(火)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

「学科の試験」および「設計製図の試験」の合格者の番号は、センターのホームページに公表されます。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 令和7年8月25日(月)から令和7年9月24日(水)まで(予定)

イ 設計製図の試験 令和7年12月2日(火)から令和7年12月26日(金)まで(予定)

(2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和7年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 可否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年6月25日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3645-8422(二級・木造建築士試験専用ダイヤル)

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

